

# 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)における ドローン(無人航空機)の使用ガイドライン 2019年4月3日発行

## ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(以下「SFC」という)でドローンを飛行させる者が守るべき自主的なルールであり、航空法、関係法令および条例等の遵守を前提とし、その範囲ではカバーされないキャンパス固有のルールを設けるものである。

## SFC におけるドローンの考え方

SFC では、ドローンの使用に伴う安全およびキャンパスコミュニティとの調和を確保しつつも、未来を先導するための先進的な取り組みを促進する。

SFC でドローンを使用する者(以下「使用者」という)は、航空法その他関連法令を遵守し安全な使用に努めなければならない。安全基準には航空法、関係法令および条例等に定められた内容を適用する。SFC においてドローンを使用する者は、オンラインによるドローン使用届を提出することにより本ガイドラインに示す範囲においてドローンを使用できる。

一方、SFC におけるドローンの使用に関して具体的な危険や問題点を感じたら、誰でも、使用者に対し、その日の飛行の停止を求めることができ、使用者は、その求めに応じて飛行を停止しなければならない。使用停止後、両者の協議で、使用条件等について合意すれば、使用を再開できる。合意に至らない場合には、その時点での飛行は禁止とし、後日飛行の可否についてキャンパス戦略委員会において判断し、使用者はその判断に従うものとする。

## ガイドラインの発行・保守・運用

本ガイドラインはキャンパス戦略委員会によって発行・保守される。

キャンパス戦略委員会は SFC の敷地内でドローンを使用する研究主体の意見を集約し、教職員や学生からの意見も広く傾聴しつつ、随時このガイドラインの内容を見直し保守する。

このガイドラインの運用は、湘南藤沢事務室 総務担当(管財・会計)が実施する。

# ガイドラインの対象

## 地理的範囲

SFC の敷地を対象とする。

## ドローン

航空法に定められた無人航空機(200g 以上 150kg 未満、以下「ドローン」とする)を対象とする。200g 未満の飛行体は本ガイドラインの対象外であり、キャンパス内で周囲の安全に十分配慮し節度を持って使用することができる。なお、本ガイドライン以外に制限が設けられている場合は、それに従うこととする。

## 対象者

SFC でドローンを使用する全ての者(教職員、学生、ビジター等)を対象とする。

## ドローン使用届

SFC でドローンを使用しようとする者は、オンラインのシステム(作成中 <https://vu5.sfc.keio.ac.jp/>)にてドローン使用届を提出しなければならない。これは使用中のドローンが誰によって使用されているものかを周知するとともに事後の追跡を可能とするものである。

ドローン使用届には、使用予定の日時・場所、使用者全員の氏名・所属・肩書、使用責任者(教職員)、使用目的、使用機種(自作機の場合は自作機)、機体番号、保険加入状況(賠償責任保険)、緊急連絡先(携帯電話等ドローン使用時およびその前後に連絡を受けることのできる手段)を届け出るものとする。

使用責任者(教職員)は慶應義塾により雇用され SFC に勤務している教職員であることとし、ドローンの使用に関する事故、トラブル、その他問題の発生の防止、およびそれらによって生ずる損害についての責任を負うものとする。

機体番号は使用する機体の識別に使用し、使用者または使用責任者が付与する英数記号の組み合わせとする。機体番号の付与に当たっては重複が生じないよう配慮する。SFC において使用する機体に機体番号をシール等を用いて表示する。また、機体には使用者、使用責任者および連絡先を記載することを推奨する。

## 遵守事項

使用者は、以下の事項を守らなければならない。

- 航空法、関係法令および条例等
- 周囲・周辺に対する安全配慮
- 本ガイドラインに定める事項

## 禁止事項

第三者(ドローン利用の当事者および同意を得ている関係者以外の者)直上および第三者から30m未満の飛行は禁止する。飛行範囲に第三者の接近がある場合、または予想される場合は、使用者はこれを回避し、回避できない場合は第三者から離れた場所に速やかに着陸させ飛行を休止する。

航空法においては第三者が管理する建物や物件30m以内は飛行禁止とされているが、慶應義塾が管理する建物や物件に関しては、この制約を受けないものとする。ただし、ドローンの飛行によって、建物内の活動に対してプライバシー侵害やその他迷惑をかけるような行為を行ってはならない。

## 事故発生時の対応

ドローンの飛行や墜落によって第三者および関係者に怪我等が発生した場合、また第三者の財産に対して損害が生じた場合は、使用者は、被害の拡大防止および被害者の救済を最優先として対応し、事故内容について速やかに湘南藤沢事務室 総務担当(管財・会計)【外線 0466-49-3405・内線 52107】または警備員室【内線 52190】に連絡すること。

## 保険加入

キャンパス内でドローンを使用する者は、飛行の目的に応じて適用される賠償責任保険(対人・対物各1億円以上)に必ず加入するものとする。

### 参考情報

ドローンの使用が授業や研究等大学における業務の一部として行われる場合、学生については湘南藤沢事務室 学事担当(学生支援)が申し込み窓口となっている学研災付帯賠償責任保険に加入することができる(340円/年程度)。慶應義塾が雇用する教職員に対しては慶應義塾が法人として加入する施設賠償責任保険を充てることができる。

その他、上記以外の私的な目的等での使用については、日常生活を対象とした個人賠償責任保険による補償が適用されると考えられる。個人賠償責任保険については各種保険(生命保険、医療保険、火災保険、自動車保険等)やクレジットカードのオプションとして提供されているものが適用可能な場合が多い。上記に関わらず使用する機体に賠償責任保険が適用され使用用途をカバーできる場合はその保険を持って上記の条件を満たすことも可能である。

加入保険のドローン使用に対する適否については使用者がそれぞれの保険会社に対して確認を行うこと。

# 飛行の条件

ドローン使用届を提出した者は、航空法、関係法令および条例等に認められた範囲(航空法に基づく制限の解除に関する許可・承認を受けている者についてはその範囲も含める)および本ガイドラインに定める範囲でSFCの敷地内においてドローンを飛行させることができる。

また、ドローンの飛行エリアで行事が行われておりその行事が航空法に定める「催し」に該当する場合は、「催し上空での飛行」に関する承認を得なければ飛行をさせることはできない。

## 飛行区画

キャンパスを①「飛行制限区画」、②「要飛行審査区画」及び③「飛行可能区画」の3種に分類し、「飛行可能区画」の中に、「飛行推奨区画」を設ける。

### ① 飛行制限区画

場所 : 中・高等部区画、看護医療学部区画

飛行の可否 : 原則として飛行を認めない。

但し、各区画の長の許可を得た場合はこの限りではない。

### ② 要飛行審査区画

場所 : 授業時間中のキャンパス周回道路メビウスリング内(鴨池上空を除く)

キャンパス内道路上空(飛行可能区画間移動のための横断を除く)

第三者が存在する屋内

飛行の可否 : 安全への特別な検討が必要であり、許可を受けた場合に限り飛行を認める。

審査および許可の方法については2019年4月以降にキャンパス戦略委員会において組織と体制を構築する。

### ③ 飛行可能区画

場所 : 上記①飛行制限区画及び②要飛行審査区画以外の区画

飛行の可否 : 本ガイドラインが定めるドローン使用届の提出により飛行を認める。

### ③-1 飛行推奨区画

本ガイドラインでは、飛行可能区画のうち、未来創造塾ウエスト街区、ゲストハウス前広場、テアトロン、第1・第2グラウンド(予約が必要)を飛行推奨区画とする。

また、これらに準じて推奨する区画を、鴨池上空とする。

## 飛行可能時刻

日の出から日没までとする。ただし、国土交通省の承認を受けて夜間飛行を行う場合はこの限りではないが、近隣住民への騒音、不安感等に配慮した場所および時間を慎重に選択すること。